

福山市立新市小学校いじめ防止基本方針

2024年（令和6年）4月1日

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する傍観者とならないようにしなければならない。

そこで、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、新市小学校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す福山市立新市小学校いじめ防止基本方針を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 本校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、定期的なアンケート調査や教育相談、日常的な実態把握、相談窓口の周知等により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組む。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

① いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成することが必要である。

② 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、学級活動や児童会活動等、特別活動の充実を図り、児童の主体的な活動を支援する。

③ いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応する。また、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、家庭、地域と連携して、周囲の大人が児童生徒を見守り、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

④ いじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに情報を共有した上で、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

⑤ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや町内会・民生児童委員、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

2 本校の取組

(1) 教職員の基本的な姿勢

- ① いじめは人間として絶対許されない行為であることを、道徳の時間をはじめ、すべての教育活動の中で指導する。
- ② 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- ③ いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ④ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・

基本の充実を図る。

- ⑤ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

(2) いじめの防止等の取組

① 「いじめ防止委員会」の設置

別途定める「新市小学校いじめ防止委員会設置要綱」による。

② いじめの防止等に係る児童への指導

- どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

③ 児童の主体的な活動の支援

- 児童会活動、学級活動などいじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。

④ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
- いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
- いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
◎年間3回（6月，11月，2月）にアンケートを行い，児童全員と面談を行う。
- いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
◎別紙 相談窓口について掲示および周知する。

ちやう いく ぞう だん まど ぐち
教育相談窓口

ひとりでも、
いつでも、
そうだんしてね。

新市小学校 校内相談窓口

学校電話番号 0847-52-5531

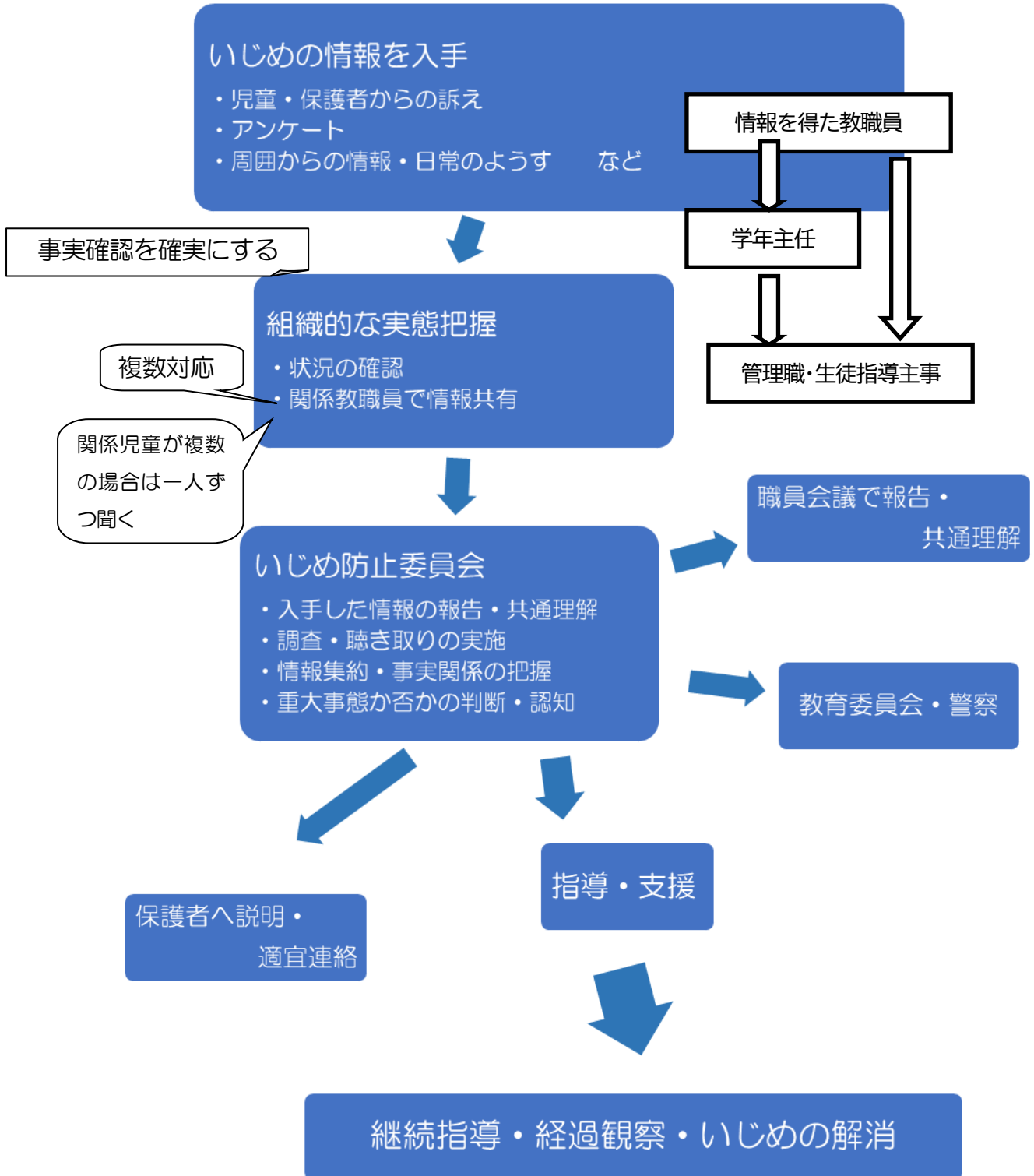
教育相談担当 保健室の先生、教頭先生

相談場所 保健室、その他の教室

相談窓口	電話番号	相談できることなど
電話による相談	0120-874-783 084-924-5556	24時間受付
電話による相談	0120-0-78310	24時間受付
インターネット	082-420-1313	24時間受付
メールによる相談	082-256-0007	24時間受付
メールによる相談	082-207-3130	24時間受付
メールによる相談	082-428-7110	24時間受付
メールによる相談	084-924-5556	24時間受付

- ・ いじめ認知時の対応マニュアルの作成
- ⑤ 重大事態発生時の対応
 - ・ プロジェクトチームの編成及び対応フローの作成

◎いじめ対応フローチャート



3 重大事態への対処

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止委員会において重大事態が発生したと判断した場合、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチームを編成し、調査等の適切な取組を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチームを編成し、福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行う。
- (2) 問題解決への具体的対応
全教職員の共通認識のもと、被害児童を守ることを最優先としながら適切な対応を行う。

① 児童対応及び関係機関との連携

- ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- イ 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ウ 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- エ P T A役員及び学校支援地域本部等との連携
- オ 関係児童への指導
- カ 関係保護者への対応
- キ 全校児童への指導

② 説明責任の実行

- ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校保護者への対応
- ウ マスコミへの対応

③ 再発防止への取組

- ア 福山市教育委員会との連携のもと指導計画の立案
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施

4 その他

- (1) 本方針は、児童・地域の実態や意見を踏まえ、常に検証・見直しを行うものである。
- (2) 本方針は、本校ホームページに公開する。
- (3) 本方針に基づき、「いじめの防止に係る年間活動計画」を作成し、具体的な取組を進める。
 - ① いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係るふり返しを行い、その結果に基づき、活動計画の修正を行う。
 - ② いじめ防止委員会において、いじめアンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。